

北本市地域包括支援センターだより

4月から、北本市地域包括支援センターが 2か所から4か所になります！

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、必要な援助・支援を行う地域の総合窓口です。専門知識を持ったスタッフが介護、福祉、健康、医療の様々な面から皆さんをサポートします。
※地域包括支援センターへのご相談は、ご本人やご家族だけでなく地域の人なら誰でも無料でご利用いただけます。
担当地域は下記の通りになります。

(担当地域は行政区単位で分けられています)



(平成28. 4月発行)

「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります

『介護予防・日常生活支援総合事業』（以下、総合事業）は、要支援者等の高齢者の様々な生活支援のニーズを地域全体で支えることを目的として介護保険法の改正により平成28年4月から市の事業として開始します。

総合事業には、要支援認定を受けた人や国の定めた基本チェックリストにより生活機能の低下がみられたと判定された人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

◎介護予防・生活支援サービス事業

従来 of 予防給付として提供していた全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を市の事業として実施するようになりました。様々な支え合う仕組みが利用できるように整備していく予定です。

◎一般介護予防事業

従来 of 介護予防事業をさらに充実させ、生きがいくくり、役割づくりを大切にしながら、自助・互助・公助の仕組みを拡げていく予定です。

詳しくは担当地域の地域包括支援センターへお問い合わせ下さい

お問い合わせ・相談窓口



- ・北本市地域包括支援センター 東センター：048-591-0211
- ・北本市地域包括支援センターきたもと寿苑：048-590-1000
- ・北本市地域包括支援センター 南センター：048-598-7003
- ・北本市地域包括支援センター 西センター：048-591-3495